

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、憲法三十八条違反をいう点もあるが、実質は単なる法令違反の主張に帰し、また、憲法二一条違反をいう点もあるが、本件で取締りに当たつた警察官は道路交通法六七条一項に基いて、単に運転免許証の提示を求めただけであつて、検閲をしたものではないから、所論はその前提を欠き、その余の論旨は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、以上いずれも適法な上告理由とならない。また、記録を調べても刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之助
裁判官	草	鹿	浅	之介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外